



| | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 02-21 | 02-16 | 02-11 | 02-06 | 02-01 |
| 02-22 | 02-17 | 02-12 | 02-07 | 02-02 |
| 02-23 | 02-18 | 02-13 | 02-08 | 02-03 |
| 02-24 | 02-19 | 02-14 | 02-09 | 02-04 |
| 02-25 | 02-20 | 02-15 | 02-10 | 02-05 |

- 緑に係る制度**
- 市街化調整区域
 - 総合設計
 - 市街地再開発事業
 - 土地区画整理事業
 - 都市計画公園・緑地
 - 特別緑地保全地区
 - 地区計画
 - 地区施設(公園・緑地)
 - 地区施設(広場等)
 - 地区施設(その他緑に関するもの)
 - 地区整備計画
 - 保存樹林
 - 市民農園
 - 生産緑地
 - 宅地造成工事規制区域
 - 一団地の住宅施設
 - 公園の空白区域
 - 風致地区
 - 公園(開園)
- 用途地域に基づく分類**
- 低層住宅地
 - 住居系中高層市街地
 - 商業業務系市街地
 - 工業業務系市街地

緑のまちづくり指針図 02-22

総合方針上の凡例

系統

- 河川
- 上水・用水
- 寺社林
- 農振農用地
- 運河
- 海浜
- 崖線
- 丘陵地
- 山地
- その他の緑

緑のまちづくり施策

自治体番号 - 事業地番号 - 箇所別番号 (〇〇〇-△-□)

- 新たな緑に関するまちづくりの範囲
- 緑化率等を定めたまちづくりを実施する範囲
- 緑地協定・緑化率等の施策を実施中

*この図面上の記載は、全ての都市計画の内容を表示、証明するものではありません。また、常に最新の情報を表示しているものではありません。*各情報の定義と調査時点は方針本体参照